

# 令和6年度栗原市議会議会報告会

## 開催要領

令和6年6月14日 議会報告会運営調査特別委員会協議

令和6年7月22日 栗原市議会議員全員協議会承認

令和6年10月2日 栗原市議会議員全員協議会一部修正承認

### 1 趣旨

栗原市議会は、市民に対して日ごろの議会活動について報告するとともに、それらの内容に係る意見交換などを行うことを目的に、栗原市議会基本条例第7条の規定に基づき議会報告会を開催する。

### 2 主催

栗原市議会

### 3 日程等

- (1) 日程 令和6年10月26日(土)
- (2) 時間 午前の部 午前10時00分から正午まで  
午後の部 午後2時00分から午後4時00分まで
- (3) 場所 市内5会場  
①築館・志波姫地区                      ④一迫・花山地区  
②若柳・金成地区                        ⑤瀬峰・高清水地区  
③栗駒・鶯沢地区

### 4 報告内容

「各常任委員会」及び「議会のあり方調査特別委員会」の調査・活動報告、要望活動とする。

### 5 実施体制

- (1) 議会報告会は、班単位で実施する。
- (2) 班は、8人または7人の議員で構成し、3班編成とする。
- (3) 班の構成は、議員の居住地区、所属の常任委員会構成等を勘案する。
- (4) 各班に班長及び副班長を置き、構成議員の互選により決定する。

### 6 周知方法等

- (1) チラシの毎戸配布
- (2) 広報くりはらへの掲載
- (3) 防災行政無線の放送(当日)
- (4) 安全安心メールの配信(当日)
- (5) 栗原市ホームページへの掲載
- (6) テレビ回覧板への掲示
- (7) 各総合支所・公共施設へのチラシ配布、ポスター掲示
- (8) 市内各高等学校へのポスター掲示依頼及び市内女性団体への会員への周知依頼

## 7 役割分担

### (1) 議員の役割

議会報告会は、班長を中心に班の構成議員で運営し、進行、挨拶、議会報告及び記録、報告書作成などの役割を分担し、会場設営などは構成議員全員で行う。

### (2) 議会事務局の役割

会場の借用申請、必要備品・消耗品などの準備・調達を行う。

## 8 記録

議会報告会の記録は、参加者からの意見並びに議員の答弁の要点を記録する。

## 9 資料等

議会報告会の資料は、特別委員会において作成する。なお、当該資料の作成にあたっては、各委員会に原案の作成を依頼することができる。

## 10 留意事項

### (1) 議会報告会の次第は、次のとおりとする。

1 開 会（進行）

2 議員紹介（班員による自己紹介）

3 挨拶（班長）

（※議会報告に入る前に進行から、議会報告会の趣旨などについて簡潔に説明）

① 議会報告会では、議会の考え方や議論の経過などの説明に徹し、議員個人の見解などを述べないこととしている。

② 議会報告会で頂いた意見は、各班から議長に対して報告し、特別委員会において整理を行った後、委員会などで調査などを行っていく。また、議会報告会の内容は、市のホームページに全文、議会だよりには概要をそれぞれ掲載する予定である。

4 議会報告

(1) 「各常任委員会」及び「議会のあり方調査特別委員会」等の調査・活動報告

(2) 質疑・意見交換

5 閉 会（副班長）

### (2) 議会報告会の開催にあたり、次の点に留意して運営する。

① 各班は、説明資料を踏まえ、議会報告会前に打ち合わせを行い、議会報告会終了後には議会報告会の総括を行うこと。

② 議会報告会は、栗原市議会が主催であることから、会派や議員個人の見解などを述べることなく、議会としての考え方や議論の経過などの説明に徹すること。

③ 議会報告に対する質疑並びに意見交換にあたっては、より多くの参加者が発言できるよう配慮すること。

④ 意見等に対する回答や連絡を取る可能性があるため、参加者名簿に氏名を記載いただくこと。

## 11 報告書の作成及び対応方針

- (1) 班長は、議会報告会終了後概ね2週間以内に議長へ実施報告書を提出する。
- (2) 実施報告書の提出を受けた議長は、特別委員会委員長に対し、実施報告書の取りまとめ及び対応方針（案）の検討を依頼する。
- (3) 特別委員会委員長は、特別委員会において対応方針（案）について協議・決定し、議長に報告する。
- (4) 議長は、議員全員協議会の協議を経て、各委員会や執行部に対して対応を依頼するなど適切に対処する。
- (5) 議会報告会の報告書は、市のホームページに全文、議会だよりには概要をそれぞれ掲載する。

## 12 運営方法の改善

特別委員会において議会報告会の総括を行い、必要に応じて次年度以降の議会報告会の運営方法について見直しする。